

令和元年度第2回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和元年6月12日(水) 10時00分～

場所 海老名市役所706会議室

1 開会

2 あいさつ

堀尾委員長

3 報告

令和元年度補助金交付団体の事業視察について・・・・・・・・・・ 資料1

4 議題

令和2年度市民活動推進補助金制度の運用について・・・・・・・・・・ 資料2

5 その他

6 閉会

◆次回の市民活動推進委員会(案)

日時 令和元年 月 日()

内容 令和2年度市民活動推進補助金制度の運用について

令和元年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

令和元年 5 月 4 日（土）10 時～10 時 20 分

2 視察団体

大谷四区親睦会

補助金交付金額 100,000 円（発展区分）

3 視察事業

鯉のぼり事業

4 視察場所

大谷観音下付近

5 参加者

市民活動推進委員 2 名 堀尾委員長、勝田委員

6 結果

平成 29 年度から補助金の交付を受けている団体であり、今年度で 3 回目の交付となる（入門編 1 回、発展編 2 回）。

今回は事務局が帯同できなかったため、委員各自による視察を行っていただいた。

今年も約 150 の鯉のぼりが元気よく泳いでおり、世話役の皆さんのお骨折りが窺えた。昨年に続き、のぼり竿を従来の木製、アルミ製のみから

地域の方の協力でその一部に大きな竹竿を採用するなど、会長から補助金の交付終了以降もこの事業を継続する意向を示された。

しかし、提供される大型鯉のぼりが年々少なくなってきており、その補充が今後の課題（最盛期は200近くが泳いでいた）とのことで、他の地域で行う同様の行事では、大型鯉のぼりをどのように入手しているのか等、調査していただきたい旨のお話をした。



令和元年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

令和元年5月11日（土）10時から12時30分まで

2 視察団体

男女平等市民の会・海老名

補助金交付金額 128,000円（発展区分）

3 視察事業

「映画と講演からLGBTを学ぼう！」

4 視察場所

海老名市民活動センター ビナレッジ 1Fホール

5 参加者

市民活動推進委員3名 根岸副委員長、勝田委員、大島委員

事務局2名 井上・丸橋主事

6 結果

平成29年度及び令和元年度に市民活動推進補助金を活用した団体である。

当初は、参加者定員を100名と計画していたが、実際は63名の参加であった。前回は講演会のみであったが、今年度はLGBTに関する映画の上映と講演会を行った。また、今年度は新たに市内高校へチラシを配布することで、若年層の参加も呼び掛けた。

映画は LGBT 事業レインボー・リール東京における映画祭でグランプリを獲得した「カラシコエの花」を上映した。

講演会では、弁護士の山下敏正氏を招き、LGBT に係る社会的な現状や課題点等についてお話いただいた。

LGBT がどのようなものか、当事者たちはどのような社会的問題に直面しているのか等、分かりやすい映画・講演会の内容であったため、参加者も理解が深まったのではないかと考える。

事業内容としては公益性が高いため、補助金交付事業に相応しいものと考ええる。



令和2年度市民活動推進補助金制度の運用について

1 令和2年度市民活動推進補助金制度

(1) 前回の委員会で決定したこと

- ① 区分毎の交付回数については、入門編1回・継続編2回・自立編3回とすることとなった。
- ② 補助金の申請ルールについては、「継続編・自立編で交付を受けた団体は、次年度以降は、前の区分を申請することはできない」とし、初めて申請する団体は、事業内容に照らし合わせ、3つの区分の中から1つ、申請できることとする。

例：自立編交付団体が、継続編・入門編に申請することは不可

- ③ 現行制度の交付回数を満了した団体は、新制度の申請をすることはできない。

【参考】

区分名	入門編	継続編	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を継続、又は充実を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、且つ自立に向けた事業
補助金の額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1団体につき1回まで交付できる。 ただし、当該年度に1回のみ の交付とする。	1団体につき2回まで交付できる。 ただし、当該年度に1回のみ の交付とする。	1団体につき3回まで交付できる。 ただし、当該年度に1回のみ の交付とする。

(2) 検討事項

① 経過措置

現行制度の交付を受け、まだ交付回数が残っている団体に対しての経過措置を検討していきたい。

措置例 1 (案)：現行制度の発展編の交付回数が残っている場合は、新制度を適用する

※ フローチャート案については別紙 1 参照

措置例 2 (案)：発展編の交付回数が残っている場合は、交付回数満了まで旧制度を適用する。

【別紙資料詳細】

No.	交付終了回数	交付可能回数	備考
ア	入門編	継続編2回、自立編3回	新制度をそのまま適用する。
イ		自立編3回	(旧制度の踏襲)
ウ	発展編1回	継続編2回、自立編3回	現行制度の交付回数に関わらず、新制度では継続編2回・自立編3回の申請を可とする。
エ		継続編2回、自立編2回	発展編1回の交付を受けていることから、新制度の自立編は2回とする。
オ		継続編1回、自立編3回	発展編で1回交付した分を新制度の継続編1回分と捉え、新制度では継続編1回・自立編3回の交付とする。
カ		自立編2回	発展編1回分を自立編1回分と捉え、自立編2回の交付とする。(旧制度の踏襲)
キ	発展編2回	継続編2回、自立編3回	現行制度の交付回数に関わらず、新制度では継続編2回、自立編3回の申請を可とする。
ク		継続編2回、自立編1回	発展編2回の交付を受けていることから、新制度の自立編は1回とする。
ケ		自立編3回	発展編で2回交付した分を新制度の継続編2回分と捉え、新制度では自立編3回の交付とする。
コ		自立編1回	発展編2回交付を受けていることから、自立編を2回削り、1回の交付とする。(旧制度の踏襲)

② 要綱改正案

別紙2参照

現行制度

新制度

別紙 1

① 入門編1回交付済み+発展編0回の場合

【該当する団体：H30～H31交付団体】

- ・Piccolini
- ・えびなアレルギーサークルテイジー
- ・シエスタラボ
- ・海老名おやじの会
- ・えびなえんぴつの会



② 発展編1回交付済み+発展編2回残っている場合

【該当する団体：H30～H31交付団体】

- ・(一社)海老名扇町エリアマネジメント
- ・それいけ！ママフェスタ実行委員会
- ・海老名で「第九」を歌おう会実行委員会
- ・NPO法人海老名ガイド協会
- ・男女平等市民の会・海老名
- ・ほっとフェスタ実行委員会



③ 発展編2回交付済み+発展編1回残っている場合

【該当する団体：H30～H31交付団体】

- ・大谷四区親睦会
- ・福島と海老名の子ども交流実行委員会
- ・NPO法人grand-mere
- ・河骨保護の会



新 (海老名市市民活動推進補助金交付要綱)	旧 (海老名市市民活動推進補助金交付要綱)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例(平成22年条例第8号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を支援することで、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において海老名市市民活動推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。</p> <p>(2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。</p> <p>(3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)をいう。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業</p> <p>(2) 継続編 団体が既に行っている事業を継続、又は充実を図るための事業</p> <p>(3) 自立編 団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、且つ自立にむけた事業</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例(平成22年条例第8号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。</p> <p>(2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。</p> <p>(3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)をいう。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業</p> <p>(2) 発展編 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業</p>

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

3 新たに補助金の交付を受けようとする市民活動団体が、補助金の申請をする場合は、入門編、継続編又は自立編を選択することができる。

4 継続編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

5 自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び継続編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」という。）とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

2 補助金の額の決定に当たって算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」という。）とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める

期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

（諮問）

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

（交付対象事業の認定）

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否について決定し、適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

（諮問）

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

（交付対象事業の認定）

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否について決定し、適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。
（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。
（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

2 改正前の海老名市市民活動推進補助金交付要綱(以下、「旧要綱」という。)の規定に基づき、補助金の交付回数を満了している市民活動団体は、改正後の海老名市市民活動推進補助金交付要綱(以下、「新要綱」という。)第3条第1項に規定する区分について補助金の交付申請を行うことはできない。

3 前項の規定にかかわらず、旧要綱の規定に基づき交付を受け、且つ交付回数を満了していない市民活動団体は、当該各号に掲げる補助金の交付申請を行うことができる。

(1)旧要綱第3条1項1号に規定する入門編のみの交付を受けている場合 新要綱第3条1項2号に規定する継続編に係る補助金

(2)旧要綱第3条1項2号に規定する発展編●回のみの交付を受けている場合 新要綱第3条1項2号に規定する継続編に係る補助金

(3)旧要綱第3条1項2号に規定する発展編●回のみの交付を受けている場合 新要綱第3条1項3号に規定する自立編に係る補助金

《平成 22 年 4 月 1 日制定》

《平成 26 年 12 月 20 日一部改正》

《平成 27 年 11 月 27 日一部改正》

《平成 30 年 12 月 1 日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条1項1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

《平成 22 年 4 月 1 日制定》

《平成 26 年 12 月 20 日一部改正》

《平成 27 年 11 月 27 日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条1項1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。
発展編	第3条1項2号に規定する事業	上限30万円	1団体につき、3回まで交付することができる。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは1事業のみとします。

継続編	第3条1項2号に規定する事業	上限20万円	1団体につき、2回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみ交付とする。
自立編	第3条1項2号に規定する事業	上限30万円	1団体につき、3回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみ交付とする。
備考 当該年度に審査申込できるのは1事業のみとする します 。			

参考

海老名市市民活動推進補助金 交付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申込団体	12団体	13団体	10団体	12団体	10団体	9団体	7団体	11団体	15団体	10団体
申込金額	1,462,250円	2,255,880円	1,682,600円	1,747,000円	2,057,000円	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円	1,766,527円
交付団体	4団体	7団体	4団体	5団体	5団体	7団体	6団体	8団体	10団体	7団体
交付確定金額	430,500円	1,115,424円	803,419円	1,200,000円	1,167,000円	1,560,000円	1,300,000円	1,461,000円	1,781,478円	1,085,000円
交付団体名	ライブビートストリート海老名	生きがい発見塾	混合療育を考える会	と金ネットワーク	海老名女性支援電話「そよ風」	生きがい発見塾	生きがい発見塾	永池川川歩きの会	Piccolini	えびなえんびつの会
	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	生涯学習研究発表会実行委員会	生きがい発見塾	えびなパソコンサポートボランティア	えびなパソコンサポートボランティア	大谷四区親睦会	えびなアレルギーサークルデージー	海老名おやじの会
	海老名女性支援電話「そよ風」	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	Sapling Music Park Ebina	えびなパソコンサポートボランティア	Sapling Music Park Ebina	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	シエスタラボ	大谷四区親睦会
	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	かながわ子育て情報局	混合療育を考える会	Sapling Music Park Ebina	リーベン	特定非営利活動法人 grand-mere	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	大谷四区親睦会	男女平等市民の会・海老名
		海老名女性支援電話「そよ風」		海老名セーフティー・ベリー協議会	公民館まつり実行委員会	福島と海老名の子ども交流実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	IDEA education (アイデアエデュケーション)	(一社)海老名扇町エリアマネジメント	特定非営利活動法人 grand-mere
		混合療育を考える会					えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	それいけ！ママフェスタ実行委員会	河骨保護の会
		河骨保護の会					特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会	ほっとフェスタ実行委員会
							男女平等市民の会・海老名	NPO法人海老名ガイド協会		
								NPO法人えびなの森の楽校		
								福島と海老名の子ども交流実行委員会		

※既に交付回数が満了している団体は色付け